

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
72	遺児手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、遺児手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	遺児手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>岡崎市遺児手当条例(昭和46年条例第17号)に基づき、両親又は父親若しくは母親のどちらかがいない(父又は母が重度障がい者を含む)18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童を養育している父、母、養育者に手当を支給するとともに、愛知県事務処理特例条例(平成11年条例第55号)及び愛知県遺児手当支給規則(昭和45年規則第30条)に基づき、両親又は父親若しくは母親のどちらかがいない(父又は母が重度障がい者を含む)18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童を養育している父、母、養育者に愛知県から手当を支給するために愛知県知事に提出する申請書等の受付及び通知書の交付を行う。</p> <p>ただし、施設入所児童は支給対象から除く。 申請者本人の所得制限あり。(愛知県遺児手当は、扶養義務者等の所得制限もあり)</p> <p>内容としては、主として以下の事務である。</p> <p>【新規申請・額改定請求に関する事務】 ①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>【現況届(更新手続)に関する事務】 ③現況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【その他の事務】 ④各種変更届の受付、審査に関する事務 ⑤支給資格の喪失に関する事務 ⑥未支払手当の請求(受給者死亡)の受付、審査、又はその請求に回答する事務 ⑦支払管理事務(岡崎市遺児手当) ⑧受給者台帳管理及び統計処理事務(岡崎市遺児手当) ⑨通知書の交付に関する事務(愛知県遺児手当) ⑩支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③現況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
遺児手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第2項岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項 別表第1の12、13の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部子育て支援室
②所属長の役職名	子育て支援室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室 (0564-23-6150)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月8日	評価書名	岡崎市遺児手当の支給に関する事務	遺児手当の支給に関する事務	事前	愛知県遺児手当の認定請求や額改定請求の審査時に岡崎市遺児手当と同様に審査を進めるため
平成28年7月8日	個人プライバシー等の権利利益の保護の宣言	岡崎市は、岡崎市遺児手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岡崎市は、遺児手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	愛知県遺児手当の認定請求や額改定請求の審査時に岡崎市遺児手当と同様に審査を進めるため
平成28年7月8日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	岡崎市遺児手当の支給に関する事務	遺児手当の支給に関する事務	事前	愛知県遺児手当の認定請求や額改定請求の審査時に岡崎市遺児手当と同様に審査を進めるため
平成28年7月8日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	岡崎市遺児手当条例(昭和46年条例第17号)に基づき、両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母が重度障がい者を含む)18歳以下(18歳の到達年度の末日までの)児童を養育している父、母、養育者に手当を支給する。 申請者本人の所得制限あり。 【その他の事務】 ⑦支払管理事務 ⑧受給者台帳管理及び統計処理事務	岡崎市遺児手当条例(昭和46年条例第17号)に基づき、両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母が重度障がい者を含む)18歳以下(18歳の到達年度の末日までの)児童を養育している父、母、養育者に手当を支給する。 申請者本人の所得制限あり。(愛知県遺児手当は、扶養義務者の所得制限もあり) 【その他の事務】 ⑦支払管理事務(岡崎市遺児手当) ⑧受給者台帳管理及び統計処理事務(岡崎市遺児手当) ⑨通知書の交付に関する事務(愛知県遺児手当) 上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ③現況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務	事前	愛知県遺児手当の認定請求や額改定請求の審査時に岡崎市遺児手当と同様に審査を進めるため
平成28年7月8日	2 特定個人情報ファイル名	岡崎市遺児手当情報ファイル	遺児手当情報ファイル	事前	愛知県遺児手当の認定請求や額改定請求の審査時に岡崎市遺児手当と同様に審査を進めるため
平成30年3月23日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【その他の事務】 ④～⑨ 略	【その他の事務】 ④～⑨ 略 ⑩支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務	事前	愛知県遺児手当の審査時に岡崎市遺児手当と同様に審査を進めるため
平成30年3月23日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 市川典子	こども育成課長 高井俊夫	事後	人事異動による修正
平成31年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 高井 俊夫	こども育成課長	事後	
平成31年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①～③ 略 ⑥未支払手当の請求(受給者死亡)の受付、審査、又はその請求に応答する事務	上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①～③ 略	事後	事務内容の確認による修正
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用させるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除 く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークとの接 続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークとの接 続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	-	[○] 接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8.監査	-	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部 監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業員に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象 人数いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象 人数いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I-5 評価実施機関におけ る担当部署 ①部署	こども部こども育成課	こども部子育て支援室	事後	
令和3年4月1日	I-5 評価実施機関におけ る担当部署 ②所属長	こども育成課長	子育て支援室長	事後	
令和3年4月1日	I-7 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こ ども部こども育成課	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こ ども部子育て支援室	事後	
令和3年4月1日	I-8 特定個人情報ファイ ルの取扱いに関する問合せ 連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こ ども部こども育成課 (0564-23-6150)	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こ ども部子育て支援室 (0564-23-6150)	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正であり、事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和4年4月1日	I-4 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目2、取扱 者数いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目1、対象 人数いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目2、取扱 者数いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	